

## 公益財団法人植村記念財団の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人植村記念財団（以下「本財団」という。）の定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 本財団は、役員及び評議員（区職員は除く。）の職務遂行の報酬として別表に定める額を支給する。ただし、財団が個別に依頼する講師、講演、取材等の本来の職務でないものはこの限りでない。

2 事務局長である者の報酬は別に定める。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に直接支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (交通費)

第5条 役員及び評議員（区職員は除く。）には、通勤に要する費用を実費で支給するものとする。

2 通勤費用の支給方法は、第4条に規定する支給方法による。

### (旅費)

第6条 役員及び評議員が、職務のため旅行したときは旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費とし、支給額及び支給方法は、板橋区職員の旅費に関する条例の基準に準じる。

### (費用の弁償)

第7条 本財団は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償の額は実費とし、役員及び評議員は証拠書類を添付して請求しなければならない。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

### (公表)

第8条 財団は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別 表

役員等の種別	支給金額 (1 日)
理事及び監事	10,000 円
評 議 員	10,000 円